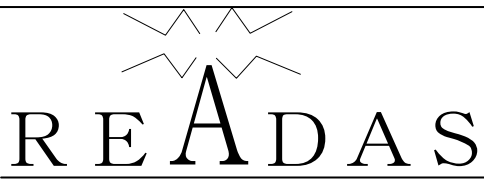


第 4543 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 8月 8日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 査察調査

Q：平成23年度の査察の概要が公表されたようですが、どんな内容だったのですか？

A：告発件数が117件、告発率は61.9%でした。

【解説】

査察とは、悪質な脱税をしている疑いのある者に対し、犯罪捜査に準じた方法で行われる特別な調査をいいます。調査に当たる国税査察官には、裁判官の発する許可状を受けて事務所などの捜索をしたり、帳簿などの証拠物件を差し押えたりする強制調査を行う権限が与えられています。

査察は、悪質な脱税者に対して単に免れた税金（本税）や重加算税等を納めさせるだけでなく、検察官への告発を通じて懲役や罰金といった刑罰を科すことを目的としています。

告発の結果、裁判所に起訴され有罪が確定しますと、懲役や罰金の刑罰が科されます。この刑罰は、10年以下の懲役又は1,000万円（脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税相当額）以下の罰金となるか、あるいは懲役と罰金の併科となります。

平成23年度の査察の概要は次のとおりです。

① 査察調査の状況

着手件数が195件で処理件数が189件、そのうち告発件数が117件（告発率が61.9%）でした。脱税総額は192億円でそのうち告発分は157億円でした。

② 判決の状況

判決150件すべて有罪で実刑は9人でした。一人当たりの懲役月数は15.3ヶ月です。

